

【インドネシア】特許年金督促問題について

2019 年 12 月 27 日

ジェトロ・バンコク事務所

2019 年 12 月 26 日、インドネシア知的財産総局の HP に、 本件に関する対応についてアナウンスが掲載されましたので、以下、参考和訳と英訳をお送りいたします。

特許年金の支払い期限の徒過に関して、下記条件において支払い期限を延長する。

- ・ 特許所有者は特許年金の債務について支払う能力がある旨のコミットメントレターを提出しなければならない。
- ・ コミットメントレターは 2020 年 1 月 31 日までに提出されなければならない。
- ・ 特許所有者は 2020 年 7 月 31 日まで特許年金の支払い期限が与えられる。

In connection with the expiry of the deadline for payment of the annual fee of the Patent owed, hereby extending the payment deadline with the following conditions:

- The Patent Holder must submit a Commitment Letter regarding the ability to pay the Patent's annual fee debt.
- Commitment letter will be announced no later than 31 January 2020.
- Patent holders are given a period of time to pay annual fees as of 31 July 2020.

Directorate Patent, Layout Designs of Integrated Circuits & Trade Secret

URL 等 : <https://dgip.go.id/>

本内容は、日本貿易振興機構が 2019 年 12 月現在、 独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。
